

関税法施行規則の一部を改正する省令について

1 目的

国税における電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の改正に伴い（2015年9月30日施行）、スキャナ保存の要件緩和等が行われ、その保存要件の細目事項について国税と同様の整備を図るために関税法施行規則の一部を改正するものである。（関税法施行規則第1条の3、第8条、第10条及び第11条関係）

2 概要

- (1) 関税関係書類うち、関税関係書類に記載されている事項を記録した電磁的記録の保存をもってその関税関係書類の保存に代えることができないものの対象範囲から、仕入書、請求書等を除外することとする。
- (2) 関税関係書類に記載されている事項を記録した電磁的記録の保存をもってその関税関係書類の保存に代える場合の要件について、次のとおり定めることとする。
 - ① 通常の業務処理期間後に行う関税関係書類に係る記録事項の入力について、関税関係帳簿書類の電子保存の承認要件を廃止する。
 - ② 関税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名を不要とするとともに、タイムスタンプを付すことを要件とする。
 - ③ 関税関係書類に係る記載事項の入力を行う者等に関する情報を確認することができるようにしておくことを要件とする。
 - ④ 関税関係書類の作成又は受領から記載事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要な規定を定めるとともに、これに基づき処理することを要件とする。
- (3) その他所要の整備を行うこととする。

3 施行日

この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成28年1月1日から施行することとする。